

固定資産税情報

お知らせ
固定資産税課税台帳の縦覧について

納税者が所有する土地・家屋の評価額を、町内のほかの土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間 4月1日(水)～4月30日(木)

(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

縦覧できる方

納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

※土地・家屋を所有していても固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。なお、自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額を比較する目的以外は、縦覧できません。

縦覧場所

町民課(仮庁舎伊野公民館1階旧税務課)

各総合支所住民福祉課

記載事項

- ・土地(所在、地番、地目、地積、価額)
- ・家屋(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価額)

縦覧手数料 無料

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類が無い場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

お知らせ
固定資産税課税台帳の縦覧について

納税義務者が所有する固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することができます。この閲覧制度については、借地人・借家人などの賃借権などを有する方も対象ですが、借地人などである方についてはその賃借権などを有する土地について、借家人などである方についてはその賃借権などを有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を受けることができます。

縦覧期間

随時(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

縦覧できる方

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人など

縦覧場所

町民課(5月1日までは仮庁舎伊野公民館1階旧税務課)

各総合支所住民福祉課

記載事項

- ・土地(所有者の氏名、所在地番、地目、地積、価額など)
- ・家屋(所有者の氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価額など)

縦覧手数料 300円

(ただし、納税義務者については縦覧期間中は無料です。)

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類が無い場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。 ※借地人・借家人などについて

では、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

お知らせ
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の固定資産税減免申請について

生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月22日(水)までに減免申請書を町民課、各総合支所住民福祉課に提出してください。なお、納税された場合、減免申請はできません。

問い合わせ

- 町民課(固定資産税担当) ☎893-1118
- 吾北総合支所住民福祉課 ☎867-2300
- 本川総合支所住民福祉課 ☎869-2112

お知らせ
加田キャンプ場の廃止について

加田堤防建設工事にとまな、加田キャンプ場は廃止し、今後は一般的な河原としての利用形態に移行します。

問い合わせ

産業経済課 ☎893-1115

お知らせ
「じゅもの日」プール無料開放について

健康増進施設「じゅも」土佐では、日ごろの皆様のご利用に感謝して、今年も「じゅもの日」にプールを無料開放します。是非ご利用ください。

日時

5月5日(火) 10時30分～18時30分

対象となる方

- ① 幼児、小学生、中学生の方
- ② お子様(幼児及び小学3年生以下)に付き添いの保護者の方(1名に限る。)

注意事項

- ・当日は混雑が予想されますので、ご了承ください。
- ・小学3年生以下の方は、保護者と同伴でなければ利用できません。なお、保護者1名に対して2名(小学3年生以下)までが利用できます。
- ・再入場の際は通常の施設利用料がかかります。

問い合わせ

健康増進施設 「いやし」土佐 ☎852-7618